

(飲食業)

宮古島リカバリープロジェクト感染対策ガイドライン Vol1.0

宮古島リカバリープロジェクト委員会

委員長 砂川靖夫

1.従業員の健康管理

1-1. 従業員は、入社時に体温確認と健康チェックを行い、軽微であっても発熱や咳など症状があれば休ませる。流行地域からの観光客との接点がある場合には、保健所に連絡して、医療機関への受診方法について指示を受ける。

1-2. 新型コロナウイルス感染が確定した場合

- ① 当該従業員は原則として入院措置となる。
- ② 発症前 3 日から入院措置となるまでのあいだに接触が疑われるすべての従業員について、接触のあった日から 1 4 日間は仕事を休ませる。PCR 検査等を実施して陰性が確認されたとしても休ませる必要がある。経過中に症状を認めたときは、速やかに保健所に連絡して、医療機関への受診方法について指示を受ける。

1-3. 新型コロナウイルス感染が確定しなかった場合

①当該従業員については、新型コロナウイルスの検査結果が陰性だったとしても、以下の 3 つの条件がすべて確認されるまで休ませる。

- 1) 咳などの呼吸器症状が改善している
- 2) 解熱してから 3 日間が経過している
- 3) 症状が現れてから 7 日間が経過している

② 発症前 3 日から入院措置となるまでのあいだに接触が疑われるすべての従業員について、接触のあった日から 1 4 日間は観察期間とし、この間はサージカルマスクを必ず着用し、手指衛生も心がけながら業務にあたらせる。経過中に症状を認めたときは、集団発生が疑われるとして速やかに保健所に連絡して、医療機関への受診方法について指示を受ける。

2.飲食店における感染対策

2-1.観光客と 1 メートル以内に近づく可能性がある従業員は、常にマスクを着用して業務を行う。

2-2. 入口には、症状を認める場合には入店をお断りさせていただき旨を掲示する。

2-3. 入店の順番待ちなど客が並ぶ可能性がある場所は、間隔を空けた待ち位置を表示して、客同士の距離が 1 メートル以内とならないようにする。

- 2-4. 飲食するテーブルはパーティションで区切るか、少なくとも1メートル以上の間隔を空ける。カウンター席は密着しないように適度なスペースを空ける。
- 2-5. 店内で不特定多数が触れるものをできるだけ減らす。トイレなど接触機会が生じる場所には消毒液（消毒用アルコール等）を設置する。こうした接触面については、定期的な清拭による消毒を行う。
- 2-6. 客が入れ替わるたびに、客が使用したテーブル、カウンター、シートを清拭消毒する。
- 2-7. 会計など客と直接対面して会話する場所は、アクリル板やビニールカーテンなどで飛沫感染を防止する。キャッシュレス決済を推進する。会計が終了するたびに手指消毒を心掛ける。
- 2-8. テイクアウト、デリバリーサービスを導入し、店内の混雑を軽減する。

3.各施設に感染の症状が出た場合の対応

- 3-1. 症状に不安がある場合、24時間コールセンターへ連絡して支持を仰ぐ。「沖縄県 新型コロナウイルス相談窓口」Tel 098-866-2129
- 3-2. 観光協会へ状況へ情報を提供する。メール：info@miyako-guide.net

【その他沖縄県の間合せ機関】

日中の間合せ先：宮古保健所 0980-72-2420

空港での水際対策：宮古空港内TACO（タコ）宮古分室